平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の 規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費 増額調書

第 195 回 国 会 (特別会) 提 出

日 録 で			
平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条 第 1 項の規定による経費増額総調書 1 平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条 第 1 項の規定による各省各庁所管経費 増額調書 5 内閣府、総務省及び 財務省所管 7		目	録
平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条 第 1 項の規定による各省各庁所管経費 増額調書 5 内閣府、総務省及び 財務省所管 7		ベージ	
第1項の規定による各省各庁所管経費 増額調書 5 内閣府、総務省及び 財務省所管 7	第1頃の規定による経費増額総調書	1	
増額調書 5 内閣府、総務省及び 7 財務省所管			
内閣府、総務省及び 7 財務省所管			
	増額調書	5	
交付税及び譲与税配 7 付金	内閣府、総務省及び 財務省所管	7	
	交付税及び譲与税配 付金	7	

1

平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書

平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書

L		1	第	195	5	口	玉		슷		提	出	1	分			
	期						間			経	費	増	額	総	額	(千円)	
	自 平 至 平	成成	29 29	年年	2 3	月月	24 28	日日						1	7,4	29,65	2

所管別、特別会計別、事項別経費増額内訳

所	管	Ʊ.	別	\triangle	⇒r.	経	費	増	額	内	訳		l	
<i>[7]</i> [] [5]		特	נינ <i>ו</i>	会	計	事			項		金	額 (千円)	_	
内閣府、 財務省	総務省及び	交付税	及び譲	与税酢	已付金	地方譲与税譲与	金に必要	な経費の増	額		11,906,978			
別伤目						地方譲与税譲与	金に必要な	な経費の増	額		5,522,674			
						計						17,429,652		

上記増額に係る特別会計の項は、各省各庁所管経費増額調書に記載したとおりであり、参考のため調書には目までを記載している。

平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による各省各庁所管経費増額調書

平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による各省各庁所管経費増額調書

所	管	特	別:	会	計	事	項	項		目	増加額 (千円)	説	明	増	額	決	定
内閣和務省及	研、総 が財	90010	交付和 与税酬	兑及 记付	び譲仕金	地方譲金に必の増額	美与税譲与 公要な経費 賃	04 地方 金 33021-3	i譲与税譲与 05-16 地方法 与税譲	人特別譲 与金	11,906,978	の収入金額が予	3ける地方法人特別税 算額に比して増加する 特別譲与税譲与金を増	平成閣	29年 議	2月決	24日 定
						地方認金に必の増額	養与税譲与 公要な経費 頁	04 地方 金 33021-3 33021-3	税譲与	重量譲与	5,522,674 3,235,818 2,286,856	び自動車重量税 比して増加する。 税譲与金及び自	おける地方揮発油税及の収入金額が予算額に ため、地方揮発油譲与 動車重量譲与税譲与金	平成閣	29年 議	3 月 決	28日 定
							計				17,429,652						